

○ 議事日程（第4号）

- 1 議案第41号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算（第4号）
- 2 議案第42号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 議案第43号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 4 議案第44号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 5 議案第45号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 6 議案第46号 令和3年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）
- 7 議案第47号 令和3年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結について
- 8 議案第48号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第49号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第50号 山ノ内町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 11 議案第51号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第52号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のおり（11名）

2番	白鳥金次君	8番	渡辺正男君
3番	山本岩雄君	9番	山本光俊君
4番	湯本晴彦君	11番	小林克彦君
5番	望月貞明君	12番	徳竹栄子君
6番	布施谷裕泉君	13番	高山祐一君
7番	高田佳久君		

○ 欠席議員次のおり（1名）

10番 西宗亮君

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のおり

議会事務局長 小林元広 議事係長 田村英則

---

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	増田隆志君
教育長	柴草隆君	会計管理者	小林一夫君
総務課長	小林広行君	税務課長	常田和男君
健康福祉課長	大塚健治君	農林課長	鈴木隆夫君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	山本和幸君
教育次長	宮崎弘之君	消防課長	湯本睦夫君
危機管理課長	町田昭彦君		

---

(開 議)

(午前10時00分)

議長(高山祐一君) おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は11名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

10番、西宗亮君から欠席の旨、届出がありました。

- 
- 1 議案第41号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算(第4号)
  - 2 議案第42号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
  - 3 議案第43号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第2号)
  - 4 議案第44号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算(第2号)
  - 5 議案第45号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
  - 6 議案第46号 令和3年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第2号)

議長(高山祐一君) 本日は日程に従い議案の審議を行います。

日程第1 議案第41号から日程第6 議案46号までの6議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長小林元広君議題を朗読する。)

議長(高山祐一君) これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第41号について質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し、1つずつ行ってください。

以後の議案についても同様とします。

7番 高田佳久君。

7番(高田佳久君) 7番 高田佳久。

1点お願いしたいと思います。

8ページになります。歳入の部分なんですけれども、この地方特例交付金、新型コロナウイルス対策の交付金の関係なんですけれども、これ、減額になった主な理由というのはどういうことなのか理由をお聞かせください。

議長(高山祐一君) 総務課長。

総務課長(小林広行君) お答えいたします。

地方特例交付金の新型コロナウイルス感染症対策の地方税減収補填特別交付金の関係ですけれども、これは、固定資産税の減免に対する交付金ということになりまして、当初予定していた家屋と償却資産の減免額よりも実際に減免した額が少なかったということで、今回の補正となっております。

なお、少なくなった部分については、もともと徴収を予定している部分になりますので、そ

の辺は、今回の補正では出ておりませんが、徴収のほうで納まってくるという予定でございます。

以上です。

**議長（高山祐一君）** 4番 湯本晴彦君。

**4番（湯本晴彦君）** 1点お願いします。

16ページ、商工費のインバウンド推進費の北信濃Ma a S事業ですけれども、JRと市町村の連携の事業だったと思うんですが、具体的にどのぐらいの期間とか、どんな商品になるのかとか、そういうことがもし何か決まっているようであれば教えていただきたいと思います。

**議長（高山祐一君）** 観光商工課長。

**観光商工課長（湯本義則君）** お答えいたします。

こちらの北信濃Ma a S、その後、JRのほうから、正式名称は「旅する北信濃」、サブタイトルで「スマホに引かれて善光寺御開帳」というようなことで、サービス名称の連絡が来しました。実施期間につきましては、4月1日から6月30日までを予定しております。

今回の補正ですが、これの宣伝展開ということで、2月下旬ぐらいから今年度の事業費において宣伝展開を図っていきたいということで、ポスター、デジタルサイネージ、また、ノベルティーですとかウェブ広告の展開等に充てる宣伝費の負担でございます。

実施の内容ですけれども、サービスの概要ですけれども、長野駅を起点とした鉄道、バス、あと急行バス、レンタサイクル等の移動サービスの電子チケット化、あとは観光電子チケットということでそれぞれ、当エリアでは東館山の志賀高原ライン、蓮池からの3本の乗り継ぐゴンドラまたは高天ヶ原の夏山リフト、あと横手山のビューテラス、龍王のソラテラス等の入場及びそこで受ける飲食等の電子チケット化、それと決済機能、クレジットカード決済ですとかモバイルスイカ決済ですとか、またアンケート機能等もついております。それらをスマホ一つで、この長野から北信を中心としたエリアの移動観光の占めるサービスということで提供するものでございます。

以上です。

**議長（高山祐一君）** いいですか。

8番 渡辺正男君。

**8番（渡辺正男君）** 5点ほどあるんですが、12ページのふるさと寄附金のところなんですが、歳入で1,750万ですか、増額で見込んだんですが、ここ見ると積立てに行くものがないんですよ。需用費、役務費、委託料は分かるんだけど、これ、これだけ増額になれば一部は基金なりに行くんじゃないかと思うんですが、この辺、どういう操作でこういうふうになっているんでしょう。

**議長（高山祐一君）** 総務課長。

**総務課長（小林広行君）** お答えします。

約50%ぐらいが積立てのほうに回るということになるわけですが、ただ、ま

だこれは予定の段階ということですので、歳入はある程度少なめに見て、歳出はある程度多めに見ていくというような考え方で、最終的な決算を打てばそういう話になるかと思えますけれども、この時点では、歳入と歳出を一緒にさせていただいているということでございます。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 15ページの農林水産業費のところにある生活改善センターの委託料ですね。この建物の所有とか土地の関係、賃貸借とかその辺が今どうなっていて、こちらで解体ということになるのかもしれないですが、解体後の扱いですね。その契約関係というのはどうなるのか、その辺についてお願いしたいと思います。

議長（高山祐一君） 農林課長。

農林課長（鈴木隆夫君） お答えします。

この建物については町の所有でございまして、現在、須賀川地区の児童クラブで使用している建物でございます。それで、土地についてはJAの所有でございまして、今、賃貸借契約、賃料を払っているという状況でございます。

それで、来年度、その建物について解体しまして、使用していた建物撤去後は土地が残りますけれども、それは契約を解除いたしまして、そのままJAさんにお返しするというんですか、契約解除で所有権までは町に求めないで、そのままJAさんにお返しするという流れで考えております。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） ちなみに、今、土地の賃貸料というのは幾らぐらいだったんですか。

議長（高山祐一君） 農林課長。

農林課長（鈴木隆夫君） 幾らだったか分かりません。正確には……。少々お待ちください。

議長（高山祐一君） 暫時休憩します。

（休憩）

（午前10時09分）

---

（再開）

（午前10時09分）

議長（高山祐一君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

---

議長（高山祐一君） 農林課長。

農林課長（鈴木隆夫君） 総額で10万9,400円です。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 20ページ、すがかわふれあいセンターのふれあいセンター費ですが、これ、増築改修工事についてなんですが、具体的にちょっと内容を教えていただければと思います。

議長（高山祐一君） 教育次長。

教育次長（宮崎弘之君） お答えします。

すがかわふれあいセンターの改修工事につきまして今回の予算の増額分でございますが、まずは建物、改修棟のほうの躯体部分のコンクリートの部分にジャンカ等が見受けられまして、柱の補強を行った分でございます。それと、新築棟のほうでは、くいを打つ際の、機械を設置するための地盤補強を行ったということでございます。そちらのほうに関しては、2件とも現地の工事を行う段階で発生したものであります。

ほかには、配管類に取っついておりましたアスベストの発生がありましたので、その処理費となっております。

ほかには、工事のほうで打合せをしながら、内装の費用等を減額変更をして精査しております。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） すみません、15ページに戻ります。

農業振興費のところなんですけど、凍霜害被害とか、この間もブドウ部会で、雪の重みで倒壊しちゃった棚の建て直しとかも皆さん50人も集まって、その7反歩ぐらいですか、建て直したということなんですけど、この災害対策事業の中にどんな、ブドウの含まれるのか、凍霜害なのか、全体としてこの対策事業というのは何に使われるのか、その辺を教えていただきたいと思えます。

議長（高山祐一君） 農林課長。

農林課長（鈴木隆夫君） お答えします。

この災害、長野県が指定するんですけども、今回ここに計上している災害は4月の凍霜害が入っています。それともう一つ、8月13日お盆の時期の大雨による農産物被害、この2つです。

それで、10月21日に対象市町村にそれぞれ申請書を出すように指示がありました。議員のお尋ねの、確かに今般、山ノ内は6月と9月のひょう害ですね、それと、言われていた11月27日でしたか、あのときのハウスが被害額は130万ほどになるんです。ハウス被害があったんですが、そのひょう害と降雪による被害の部分は入ってございません。

以上です。

議長（高山祐一君） 8番 渡辺正男君。

8番（渡辺正男君） 最後の質問になりますが、20ページの保健体育費、保健体育総務費の委託料ですが、北京オリンピックで有望視されている馬場直人君が出場した際の応援というようなことのパブリックビューイングというお話でしたが、昨日でしたか、ワールドカップで今季初ポイントも獲得して、かなりオリンピックの選手に選ばれる可能性が高くなってきているというふうに思います。やはり町を挙げて、久しぶりの北京オリンピック出場に向けて町民

一体となって盛り上げていきたいなという気持ちの中では、大変支持したいというふうに思います。

具体的にこの委託料ですが、どこへ委託されて、どんなふうはこの応援企画というのは進められるのかお願いしたいと思います。

**議長（高山祐一君）** 教育次長。

**教育次長（宮崎弘之君）** お答えします。

現在の予定ではどこに発注するかはまだ決めてございません。庁内の考え方といたしましては、横断幕、また役場前の懸垂幕、それから、文化センターでのパブリックビューイングでございます。それで、パブリックビューイングの応援をしながら音を出して、声ではなく、他の行政さんのところで行っておりますパブリックビューイングの応援のように、ハリセンなどで静かに応援をするという案で現在はおります。

以上です。

**議長（高山祐一君）** いいですか。

ほかにございますか。

3番 山本岩雄君。

**3番（山本岩雄君）** 1件お願いします。

今の渡辺議員の質問されたところなんです、その下の体育施設費ですけれども、不用品の処理費用というふうになってはいますが、具体的にはどんなものを不用品としておられるのでしょうか。

**議長（高山祐一君）** 教育次長。

**教育次長（宮崎弘之君）** お答えします。

現在、社会体育館のほうにありますバスケットゴール、それから、使えなくなっております卓球台、それと体操用のマット、あん馬、鉄棒、長テーブル、あと椅子ですね。それから、機械室のほうにあります過去の部品、それから、不用となっております、体育館のほうに置いてありますそれぞれの用品ということでございます。

以上です。

**議長（高山祐一君）** いいですか。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

**議長（高山祐一君）** 質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

**議長（高山祐一君）** 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第41号を採決します。

議案第41号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第41号 令和3年度山ノ内町一般会計補正予算(第4号)については原案のとおり可決されました。

議案第42号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第42号を採決します。

議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第42号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

議案第43号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(高山祐一君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第43号を採決します。

議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(高山祐一君) 起立全員です。

したがって、議案第43号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

議案第44号について質疑を行います。

8番 渡辺正男君。

8番(渡辺正男君) 1ページなんですが、資本的収入及び支出の汚水ますの新設ということで、この負担の原則ですけれども、同じこの会計の中でも、過去に特定環境保全、特環ですね、それから公共の下水道マップに引かれたところ、都市計画税が徴収されていた地区があるんですが、この汚水ます新設が必要になったときというのは、この負担は、農集も含めてですけれども、どんな原則というか、どういう約束事になっているのか、その辺、確認したいと思います。

議長（高山祐一君） 建設水道課長。

建設水道課長（山本和幸君） お答えします。

エリア用途地域の都市計画税を徴収していたエリア内につきましては、あらかじめ負担をいただいているということで徴収をしておりませんし、そういうルールは変わっておりません。

以上です。

議長（高山祐一君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第44号を採決します。

議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第44号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

議案第45号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第45号を採決します。

議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第45号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

議案第46号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第46号を採決します。

議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第46号 令和3年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

---

## 7 議案第47号 令和3年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結について

議長（高山祐一君） 日程第7 議案第47号 令和3年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結についてを上程し、議題とします。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第47号を採決します。

議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第47号 令和3年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結については原案のとおり可決されました。

---

## 8 議案第48号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第8 議案第48号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第48号を総務産業常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は総務産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって本会期中に報告できるようお願いいたします。

---

#### 9 議案第49号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第9 議案第49号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第49号を採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（高山祐一君） 起立全員です。

したがって、議案第49号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

#### 10 議案第50号 山ノ内町空家等対策の推進に関する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第10 議案第50号 山ノ内町空家等対策の推進に関する条例の制定についてを上程し、議題とします。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第50号を総務産業常任委員会に審査を付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は総務産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって本会期中に報告できるようお願いいたします。

---

1 1 議案第51号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 2 議案第52号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（高山祐一君） 日程第11 議案第51号 山ノ内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第12 議案第52号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

これより議案ごとに質疑を行います。

議案第51号について質疑を行います。

4番 湯本晴彦君。

4番（湯本晴彦君） 特定教育・保育施設というのは具体的にどんな施設になるのでしょうか。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

具体的に申しますと、保育園とか幼稚園とか、こういったものについてが対象施設になります。

以上です。

議長（高山祐一君） よろしいですか。

4番 湯本晴彦君。

4番（湯本晴彦君） 特定というのは別に特にといい、そういう感じではないということですか。

議長（高山祐一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） お答えいたします。

特にといいということよりも、幼児の通園している施設なので、その部分を法律的には特定教育という言い方にしているというふうに理解しております。

以上です。

議長（高山祐一君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑を終わります。

議案第52号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（高山祐一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。会議規則第39条の規定によって、議案第51号及び議案第52号の2議案を社会文教常任委員会に審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（高山祐一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号及び議案第52号の2議案を社会文教常任委員会に審査を付託するこ

とに決定しました。

なお、審査の結果につきましては、会議規則第46条第1項の規定によって本会期中に報告できるようお願いいたします。

---

**議長（高山祐一君）** 以上をもって本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

大変ご苦労さまでした。

(散 会)

(午前10時30分)